

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

| 作成年度 | 平成25年度 | 次回見直し予定 | 平成30年度 |
|------|--------|---------|--------|
|------|--------|---------|--------|

| | | | |
|-------|---|--|---|
| 条例名 | 神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例 | | |
| 条例番号 | 平成19年神奈川県条例第61号 | 法規集 | 第9編第2章第5節 |
| 所管室課 | 環境農政局農政部農地保全課 | | |
| 条例の概要 | 里地里山の保全、再生及び活用について、基本理念を定め、県、土地所有者等及び県民の責務を明らかにするとともに、里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定め、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって県民の健康で豊かな生活の確保に寄与することを目的とするものである。 | | |
| 検討 | 視点 | 検討内容 | 備考 |
| | 必要性 〔現在でも必要な条例か。〕 | 本条例の施行から5年が経過し、里地里山の保全等の活動が行われる地域や活動団体は増えたが、取組が進んでいない地域も多く、条例の目的である多面的機能の発揮に向けて、さらに活動を広げていく必要がある。 また、里地里山の次世代への継承に向けて、土地所有者等、県民及び行政がそれぞれの責務を果たしつつ活動を継続していく必要があり、引き続きこれらの取組みを進める上で必要な条例である。 | |
| | 有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕 | 条例に基づき指針を策定し、関連施策を展開したり、里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定を進めることで、里地里山の保全等の活動が広がり、条例の目的である里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承が図られ、有効に効果を発揮している。 | 地域選定、協定認定 H20 2地域 H21 7地域、8団体 H22 1地域、1団体 H23 3地域、2団体 H24 1地域、3団体 計 14地域、14団体 |
| | 効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕 | 条例の目的達成のため、基本理念を掲げ、県・土地所有者等・県民の責務を具体的に示しているほか、里地里山の保全活動等が継続して実施されるための里地里山保全等地域の選定や里地里山活動協定の認定、活動の支援の仕組みにより、これらの取組が進んでおり、効率的に機能している。 なお、里地里山保全等地域の選定の際、その地域住民等への周知を図ることでより効率的に機能することから、運用の改善を検討する。 | |
| | 基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕 | 「かながわグランドデザイン」<基本構想>において、県民や市町村との協働・連携により里地里山の保全活動の推進に取り組むとしており、基本方針に沿ったものとなっている。 | かながわグランドデザイン基本構想第2章2(1)自然環境の保全再生と活用 |
| | 適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕 | 土地所有者等や県民の責務を努力規定として設けている他、里地里山保全等地域の選定や、里地里山活動協定の認定についての規定があるが、新たな義務を生じさせるものでないことや、関係法令に違反しないこととしている。 また、財産権や基本的人権に関する規定がないこと、罰則規定を設けておらず憲法や法令に抵触するものではない。 | |
| 見直し結果 | その他 | | |
| | 1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 | 理由等 条例の解説について見直しを行ったところ、追記が必要な箇所があったため。 | |